

# 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について

総合教育政策局 教育人材政策課

## はじめに

子供を守り育てる立場にある教員が、子供にわいせつ行為を行うということは断じてあってはならないことである。しかしながら、令和元年度にわいせつ行為又はセクシュアル・ハラスメント（以下「わいせつ行為等」という。）により懲戒処分又は訓告等（以下「懲戒処分等」という。）を受けた教育職員等は 273 人であり、そのうち、児童生徒等に対するわいせつ行為により懲戒処分を受けた教員は 126 人 となっており、わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた教育職員等が依然として多く、極めて深刻な状況である。

文部科学省では、児童生徒に対するわいせつ行為があった場合には原則として懲戒免職とすることや告発の徹底を、これまで各教育委員会に対して求めてきており、その結果、令和 2 年 9 月時点で、全ての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準において、児童生徒に対するわいせつ行為を行った教員は原則懲戒免職とする旨の規定が整備された。

また、懲戒免職等により教員免許状が失効した者の欠格期間を実質的に無期限に延長できないかと考え、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の改正について検討を行ったが、この法改正については、法制上乗り越えられない課題があり、令和 3 年の通常国会に内閣提出法案として提出できる状況には至らなかった。

図1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要

### 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要

目的	児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。	
定義	「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。（※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。） 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。	
禁止行為	教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。	
理念責務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎基本理念（施策の推進に当たった基本的認識、児童生徒等の安心の確保、被害児童生徒等の保護、適正かつ厳格な懲戒処分等）</li> <li>◎国等の責務（国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等）</li> <li>◎法制上の措置等</li> </ul> <p style="text-align: right;">（について規定）</p>	
基本指針	文部科学大臣は、基本指針を策定。	
防止に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育職員等に対する啓発</li> <li>② 児童生徒等に対する啓発</li> <li>③ データベースの整備等</li> <li>④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会</li> </ul>	<p style="text-align: center;">早期発見対処に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 早期発見のための措置</li> <li>② 学校への通報、警察署への通報等</li> <li>③ 専門家の協力を得て行う調査</li> <li>④ 児童生徒等の保護支援等</li> <li>⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処</li> </ul>
再免許の特例	◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる。 ※児童生徒性暴力等を行ったことで免許失効等となった者は、現行の教育職員免許法の欠格期間経過後、上記の厳しいルールに基づき再免許授与の可否を判断。	
施行期日	◎一部の規定を除き、公布の日（令和3年6月4日）から起算して一年以内に施行	
検討	◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討 ◎3年後の見直し	

## 1. 法律の概要

本法は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とした法律であり、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

本法では、児童生徒等に対する性暴力等として、現在の運用上、懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙する形で「児童生徒性暴力等」が定義され、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止規定が設けられた。このことにより、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは法律違反であり、懲戒処分の対象となることが明確にされた。

また、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校及び教育職員等の責務が明らかにされるとともに、基本指針の策定、児童生徒性暴力等を理由として禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職・解雇となって免許状が失効した者（以下「特定免許状失効者等」という。）のデータベースの整備、教育職員等・児童生徒等に対する啓発をはじめとする教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置について規定された。

さらに、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与について、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、認められることとする教育職員免許法の特例等が規定された。この再授与の審査に当たっては、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴き、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして総合的に判断されることとなり、その判断に必要な資料は申請者側が提出する必要がある旨が、国会における立法者による趣旨説明において明らかにされ

ており、このような仕組みを通じて、適格性を有しない教員が再び教壇に立つことを防ぐものとなっている。

## 2. 国会における審議等

本法は、衆議院文部科学委員会（令和3年5月21日）及び参議院文教科学委員会（令和3年5月27日）において趣旨説明及び審議が行われた。趣旨説明においては、本法案の提案者より、教員による児童生徒に対する性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されるものではなく、このような行為を行った教員が教壇に戻ってくるという事態はあってはならないことから、本法案は教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進するものである旨の説明等が行われた。その上で、同委員会においては、主に以下の論点について議論がなされた。

- ・ 保育士資格に関して、特定免許状失効者等に対する免許状再授与と同様の仕組みの創設
- ・ 学校の教職員のみならず、子供と接する職種・活動全般を対象とする「日本版 DBS」制度の創設
- ・ 小児性愛についての研究や加害者更生の仕組みの充実
- ・ 事案が発覚した際の事実確認の手続の在り方
- ・ 学校の設置者が専門家の協力を得て実施する、事案が発覚した際の調査の在り方
- ・ 被害を受けた児童生徒等への支援体制の充実、障害のある児童生徒へのよりきめ細やかな体制の整備
- ・ 私立学校における適正かつ厳格な処分の徹底
- ・ 児童生徒等に対する啓発として、性に関する指導の在り方
- ・ 特定免許状失効者等の情報に係るデータベースの整備・運用
- ・ 都道府県教育職員免許状再授与審査会の在り方など

これらの議論を踏まえ、法案の採決に当たっては、同委員会においてそれぞれ関係する決議が付され、政府に対して図2の事項について適切な措置・配慮を取ることが求められることとなった。

図2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する決議（衆・参）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（令和3年5月21日衆議院文部科学委員会）（抄）

政府は、同法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことはあってはならないことに鑑み、保育士についても実態把握を進めるとともに、保育士資格についても特定免許失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること。
- 二 教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。
- 三 児童生徒等に対するわいせつ行為を行う可能性が高い者を教壇に立たせないことが重要であることから、小児性愛が疾病として診断基準等が確立されているとはいえない現状に鑑み、小児性愛についての研究に関する支援の拡充を検討すること。また、児童生徒性暴力等を行った教育職員等に対する更生プログラムの開発等についても支援を行うこと。
- 四 児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した際の実事確認の手續に関し、被害児童生徒等への負担に十分に配慮し、かつ、そもそも教育は本来的に教育職員等と児童生徒等の信頼を基盤とすることに留意した上で、関係機関における役割分担の明確化を図るとともに、具体的な調査方法や客観的な判断基準を定めるなど、本法の安定的な運用を図ること。
- 五 性被害にあった児童生徒等及びその保護者の負担を軽減するため、関係機関の連携による面接の一括化や適切な質問項目の設計、被害にあった児童生徒等が調査に適切に応じられるための支援その他スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を置くなど、適切な調査方法・調査項目の速やかな構築を講ずること。
- 六 学校の設置者が専門家の協力を得て行う調査に関しては、事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査が行われることを旨とし、第三者による調査や通報者の保護、事実認識による教育職員等の救済措置など、厳格な運用のための全国的な基準を定めること。
- 七 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者による児童生徒性暴力等に係る通報に関し、当該通報を行った者が不利益な扱いを受けることがないよう、公益通報者保護制度と同様の教育職員等を保護するための制度の構築について検討すること。
- 八 私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講ずること。
- 九 児童生徒性暴力等を未然に防止するため、空き教室の解消など学校施設の改善を図るとともに、全ての児童生徒等に目が行き届くよう、教育職員等の多忙や疲弊を改善するための人的配置及び人材確保に努めること。
- 十 児童生徒性暴力等の防止のための児童生徒等に対する啓発に当たっては、性被害を防止、早期発見、保護・支援するための学校現場での教育内容及び方法を研究、開発し、教育職員等と児童生徒等の双方が安心して学習に取り組める環境を整備すること。
- 十一 都道府県の教育委員会は、特定免許失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関して全国で統一した運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。
- 十二 都道府県教育職員免許状再授与審査会等の設置・運営やデータベースの整備、調査・啓発、必要な人材の確保など、本法の効果的な運用に当たり十分な予算を確保すること。
- 十三 データベースの整備等に関して、児童生徒性暴力等の処分と、他の処分は明確に区別されることとし、データベースに記録される事由は児童生徒性暴力等による処分のみとすること。
- 十四 教育職員等のみならず何人によるものであれ、児童生徒等へのわいせつ行為は、被害を受けた児童生徒等の心身に大きな傷を残すものであるため、文部科学省を始めとする関係機関は、児童生徒等を性被害から守るために連携を図り、児童生徒等の権利利益の擁護に資する必要な取組の実施に万全を期すこと。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（令和3年5月27日参議院文教科学委員会）（抄）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、 教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことはあってはならないことに鑑み、保育士についても実態把握を進めるとともに、わいせつ行為を行った教育職員等が懲戒後に保育士等に職種を変えて就く実態があることから、早期に保育士資格についても特定免許失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること。
- 二、 教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。
- 三、 児童生徒等に対するわいせつ行為を行う可能性が高い者を教壇に立たせないことが重要であることから、こうした者をあらかじめ教育職員等として採用しないための適切かつ実効性のある採用過程の在り方等について検討するとともに、小児性愛が疾病として診断基準等が確立されているとはいえない現状に鑑み、小児性愛についての研究に関する支援の拡充を検討すること。また、児童生徒性暴力等を行った教育職員等に対する更生プログラムの開発等についても支援を行うこと。
- 四、 児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した際の実事確認の手續に関し、被害児童生徒等への負担に十分に配慮し、かつ、そもそも教育は本来的に教育職員等と児童生徒等の信頼を基盤とすることに留意した上で、関係機関における役割分担の明確化を図るとともに、具体的な調査方法や客観的な判断基準を定めるなど、本法の安定的な運用を図ること。
- 五、 性被害にあった児童生徒等及びその保護者の負担を軽減するため、関係機関の連携による面接の一括化や適切な質問項目の設計、マスコミ等への対応支援、被害にあった児童生徒等が調査に適切に応じられるための支援その他スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等を置くなど、適切な調査方法・調査項目の速やかな構築を講ずること。
- 六、 学校の設置者が専門家の協力を得て行う調査に関しては、被害を受けたとされる児童生徒等の尊厳の保持及び回復並びに再発防止をその目的として留意するとともに、事実関係を客観的に確認し、公正かつ中立な調査が行われることを旨とすること。また、政府は、第三者による調査や通報者の保護、事実認識による教育職員等の救済措置など、厳格な運用のための全国的な基準を定めること。
- 七、 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者による児童生徒性暴力等に係る通報に関し、当該通報を行った者が不利益な扱いを受けることがないよう、公益通報者保護制度と同様の教育職員等を保護するための制度の構築について検討すること。
- 八、 私立学校の教育職員等については、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した後、処分の決定がなされる前に依願退職する事例が見受けられ、その場合には教員免許状が失効しないことを踏まえ、退職前に適正かつ厳正な処分が行われるように徹底するとともに、私立学校の教育職員等による児童生徒性暴力等への対応策について更に検討を行い、必要に応じて措置を講ずること。
- 九、 児童生徒性暴力等を未然に防止するため、空き教室の解消など学校施設の改善を図るとともに、全ての児童生徒等に目が行き届くよう、教育職員等の多忙や疲弊を改善するための人的配置及び人材確保に努めること。
- 十、 障害等により自ら被害を訴えることが困難な児童生徒等については適切な支援と配慮を行うとともに、特別支援学校、特別支援学級など、児童生徒等の数が少なく、他の児童生徒等、教育職員等の目が行き届かない環境について、被害を未然に防止するための措置を講ずること。
- 十一、 児童生徒性暴力等の防止のための児童生徒等に対する啓発に当たっては、性被害を防止、早期発見、保護・支援するための学校現場での教育内容及び方法を研究、開発し、教育職員等と児童生徒等の双方が安心して学習に取り組める環境を整備するとともに、性に関して学ぶこと等を通じて一人一人の性、心身、人生を尊重することの重要性についての意識を共有する等により、児童生徒等が相談しやすい雰囲気醸成に努めること。また、教育職員等に対する児童生徒等の人権・特性等に関する理解や児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修等の充実に向けて、十分な財政上の措置を講ずること。
- 十二、 都道府県の教育委員会は、特定免許失効者等に対する免許状の再授与に当たっては、専門家等の意見を聴き、審査が公正、公平に行われるよう留意するとともに、国は、審査に関して全国で統一した運用がなされるよう、指針等の策定その他の支援を行うこと。
- 十三、 都道府県教育職員免許状再授与審査会等の設置・運営やデータベースの整備、調査・啓発、必要な人材の確保など、本法の効果的な運用に当たり十分な予算を確保すること。
- 十四、 データベースの整備等に関して、児童生徒性暴力等の処分と、他の処分は明確に区別されることとし、データベースに記録される事由は児童生徒性暴力等による処分のみとすること。
- 十五、 教育職員等のみならず何人によるものであれ、児童生徒等へのわいせつ行為は、被害を受けた児童生徒等の心身に大きな傷を残すものであるため、文部科学省を始めとする関係機関は、児童生徒等を性被害から守るために連携を図り、プライバシーの保護を含む児童生徒等の権利利益の擁護に資する必要な取組を実施するとともに、被害を受けた児童生徒等のレジリエンスを信じ、支えることに万全を期すこと。

### 3. 今後に向けて

法第12条では、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために、①教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針、②教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項、③その他学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等に関する重要事項について定める基本的な指針（以下「基本指針」という。）を文部科学大臣が定めることが規定されている。

現在、文部科学省において、教育委員会、医師や弁護士等の専門家、関係省庁等の意見を聴きながら、免許状の再授与審査における基準や手続き等の在り方をはじめ、法を適切に運用するための基本指針の策定等に向けた検討を進めている。

また、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に

関して、①特定免許状失効者等に関する情報に係るデータベースの構築、②各都道府県・市区町村教育委員会における児童生徒性暴力等の防止等に関する取組の推進などに必要な予算について令和4年度概算要求を行っているところである。

文部科学省では、法やその立法趣旨、国会における決議等を十分に踏まえ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を通じ、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、取組を一層推進してまいりたい。

1 令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査（令和2年12月公表）

図3 教育職員等による児童生徒等に対する性暴力の防止等に関する取組の総合的な推進

## 教育職員等による児童生徒等に対する性暴力の防止等に関する取組の総合的な推進

令和4年度要求・要望額  
（前年度予算額）

100億円  
73億円



児童生徒等を守り育てる立場にある教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは断じてあってはならないことであり、そのような行為から児童生徒等を守るため、文部科学省としては、**児童生徒等の権利利益の擁護を目的とする「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）の規定も踏まえ、以下の取組を推進する。**

### I. 養成・採用に関する取組

- 特定免許状失効者等データベースの構築 150百万円（新規）**  
法の規定に基づき、**都道府県教育委員会が直接入力した特定免許状失効者等**（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者）の情報を各教員採用権者（教育委員会・学校法人等）が即時閲覧できるようなデータベースを国で構築する。
- 官報情報検索ツールの作成・提供 3百万円（3百万円）**  
教育職員免許法等の規定に基づく官報公告事項（免許状失効情報）を文部科学省で集約し、各教員採用権者（教育委員会・学校法人等）に無償で提供する。
- 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業 38百万円（46百万円）**  
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関して、教育委員会と教育職員の養成課程を有する大学等の連携の在り方等に関する調査研究や、全国の事例の収集・発信を実施する。

### II. 研修・啓発、早期発見・対処に関する取組

- 児童生徒性暴力等防止推進事業 10百万円（新規）**  
法や基本指針等を踏まえた各都道府県・市区町村教育委員会の**児童生徒性暴力等の防止等に関する研修・啓発**や、**児童生徒性暴力等の早期発見のための定期的な調査、事案発生時の調査の取組状況等**について、状況把握や有識者による点検・分析を行い、必要な指導・助言を実施するとともに、その過程で得られた知見からモデル例・事例集を作成し、提供する。
- 学校における生命（いのち）の安全教育推進事業（旧：子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業） 49百万円（33百万円）**  
子供たちを性暴力の当事者にしないため、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導の手引きを活用し、学校における実証を通じた指導モデルを開発し、教育機関へ普及・展開等を図る。  
※ 上記のほか、教育職員等・教職課程を履修する学生に対する研修及び啓発のための動画や、教育職員等が生命（いのち）の安全教育教材を授業で活用できるよう指導用動画を、令和3年度中に作成・提供予定。

### III. 学校の相談体制に関する取組

- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等相談体制の充実 9,784百万円（7,216百万円）**  
児童生徒の保護及び支援のため、児童生徒の心理及び福祉に関して専門的な知識等を有する者による相談体制の充実を図る。  
※**教育行政に係る法務相談体制（いわゆるスクールロイヤー）の充実に関する支援も引き続き実施（地方財政措置）**